

## 労災関係

### Q 直行直帰で訪問先に行く際の事故は、 日常の通勤経路上か否かで労災の判断が異なるか

直行直帰に際して、その移動途中で事故に遭った場合、以下のようなケースでは、業務災害と通勤災害のいずれで判断されるのでしょうか。

- (1) 自宅から訪問先へ直行する際に、通勤経路上で起こった事故
- (2) 自宅から訪問先へ直行する際に、通勤経路以外で起こった事故
- (3) 訪問先から自宅に直帰する際に、通勤経路上で起こった事故
- (4) 訪問先から自宅に直帰する際に、通勤経路以外で起こった事故

(東京都 N社)

### A いずれも業務災害に当たる。 通勤経路上か否かは判断に関係なく、 あくまでも移動が「業務」か「通勤」かによって判断される

回答者 浅野路子 あさの みちこ 社会保険労務士(東京国際社会保険労務士法人)

#### 1. 業務災害とは

業務災害とは、「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡」のことをいいます(労災保険法7条1項1号)。

事業場内で業務に従事している場合はもちろん、業務に従事していなくても休憩時間や就業時間の前後、出張や外出等の事業場外で業務に従事している場合に発生した災害がこれに当たります。このとき、発生した災害が業務災害と認定されるためには、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にあったこと(業務遂行性)や、業務と傷病等との間に一定の因果関係があること(業務起因性)が問われます。

したがって、前述のような場合でも、労働者の私的な行為(用便等の生理的行為を除く)や、業務を逸脱した行為によって発生した災害は、業務災害とは認定されない場合もあります。

#### 2. 通勤災害とは

通勤災害とは、「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」のことをいいます(労

災保険法7条1項2号)。

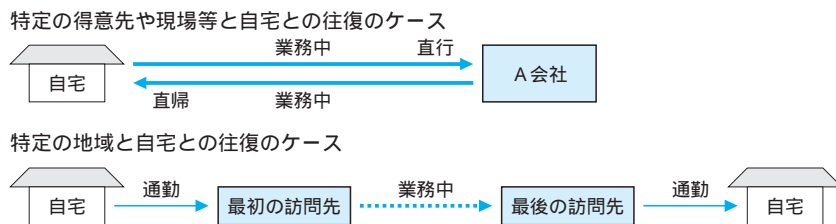
ここでの「通勤」とは、「就業に関し、次に掲げる移動(編注:住居と就業の場所との間の往復)を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く」と定められています(労災保険法7条2項)。

また、行政通達(昭48.11.22 基発644, 平3.2.1 基発75)によれば、『「通勤による」とは、通勤と相当因果関係のあること、つまり、通勤に通常伴う危険が具体化したこと』をいい、「具体的には、通勤の途中において、自動車にひかれた場合、電車が急停車したため転倒して受傷した場合」等が通勤災害に当たります。

なお、通勤途中の災害でも、長時間にわたって飲酒した場合等、通勤経路を逸脱したり、通勤とは無関係な行為を行ったりした場合(中断)には、その後、たとえ通勤経路に戻ったとしても、労災保険法上の「通勤」とは認められません。

ただし、逸脱や中断が、日用品の購入や病院等の日常生活において必要な行為であれば、

図表 直行直帰に伴う外出の取り扱い



逸脱や中断している間は「通勤」と認められませんが、通勤経路に戻ったあとは「通勤」と認められます。

### 3. 直行や直帰を伴う外出の取り扱い

直行や直帰を伴う外出で災害が発生した場合には、業務災害と通勤災害のどちらに該当するのか、業務による移動と通勤との区別がつきにくいいため、判断に迷うところです。

直行および直帰は、大きく分けて、以下の二つに分類されます。

#### [1] 特定の得意先や現場等と自宅との往復のケース

あらかじめ決められた特定の得意先や現場等に直行、あるいは訪問後に事業所に戻らず自宅へ直帰する際に発生した災害は、業務災害に該当します[図表 - ]。

行政通達（昭34. 7.15 基収2980）によれば、「出張業務の遂行については、その用務の時間的、場所的な事情により、事業所に寄らないで自宅を出て用務を果たし、また自宅へ帰ることが是認されている場合には、自宅を出てから自宅へ戻るまでが出張途上にあるものと考えられる」とされています。このような移動については、通勤経路上か否かにかかわらず、業務に該当することになります。

#### [2] 特定の地域と自宅との往復のケース

特定の地域に直行、あるいは業務終了後に事業所に戻らず自宅へ直帰する際（具体的には、エリア担当営業のように、具体的な訪問先は特定されておらず、特定の地域に赴き営業活動等を行う場合など）に発生した災害は、

前述の[1]の取り扱いと異なります。

行政通達（昭48.11.22 基発644，平 3. 2. 1 基発75）によれば、「外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数力所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所であり、最後の用務先が、業務終了の場所と認められる」とされています。

したがって、自宅から最初の訪問先までの移動が通勤、その後、営業活動を行っている間については業務とし、最後の訪問先から自宅までの移動を通勤として取り扱います[図表 - ]。

### 4. ご質問の場合

前述を踏まえて、ご質問の場合を考えてみます。

(1)と(2)の訪問先へ直行した場合、(3)と(4)の訪問先から直帰した場合、どちらの移動も前記3の[1]に該当し、災害が発生した場合には業務災害になります。

また、それぞれの移動が、通勤経路上であるか否かによって、業務災害に該当したり、通勤災害に該当したりすることはなく、あくまでも移動が、業務によるものなのか、通勤によるものなのかによって判断されます。

なお、使用者側の実務上の管理としては、通常の通勤経路の把握はもちろん、特に外出の多い労働者については、日々の業務予定等を使用者がしっかりと把握し、いざというときに正しい判断ができるよう備えておく必要があるでしょう。